

市長意見の提出状況

(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
銚子市、旭市

- 2 市長意見について（内容については別紙のとおり）
 - (1) 銚子市
意見あり

 - (2) 旭市
意見あり

銚企第27号

令和6年7月5日

千葉県知事 熊谷俊人様

銚子市長 越川信一

(公印省略)

(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価
準備書について(回答)

令和6年4月24日付け環第105号で依頼のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

担当

銚子市企画課

洋上風力推進室 洋上風力推進班 ■■■

TEL : 0479 (24) 8912

FAX : 0479 (25) 4044

E-mail : yojo@city.choshi.lg.jp

(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

1. 洋上風力発電事業は、国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の指定地外の開発行為であります。景観や文化財としての価値の保存への影響をできる限り低減できるように、事前協議を行ってきました。

今回、調査等に基づく景観に関する事業者側の評価結果が示されましたので、その結果を活用しつつ、文化財としての「屏風ヶ浦」の価値の保存にご理解いただき、有効的な活用方法の検討などに対して積極的な連携を図るよう要望します。

2. 洋上風力発電の設置が屏風ヶ浦や九十九里浜の地形に影響を及ぼさないことが立証されておきませんので、対象事業実施区域外の沿岸部（屏風ヶ浦海食崖前面の水深8m以下の場所）における、堆積物の移動や流速変化の評価について検討を要望します。

旭環第79号
令和6年5月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

旭市長 米本 弥一郎
(公印省略)

(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価
準備書に対する意見の提出について

令和6年4月24日付け環第105号で通知のあった標記の件について、環境影響
評価法第20条第3項の規定により、下記のとおり環境保全の見地から意見を述べま
す。

記

1 騒音及び超低周波音について

騒音等については、感じ方に個人差があることから、音環境の保全には特に留意
し、苦情が発生した際には真摯に対応すること。

2 動物（空域を飛翔する動物及び海域に生息する動物）について

予測の不確実性の程度が大きいことから、継続して鳥類、魚類、海棲哺乳類等の
状況を十分に把握し環境保全に努めること。また、環境影響が出た場合の対応策に
についても事前に十分検討し影響を最小限にとどめるよう努めること。

3 景観について

風力発電機の塗色については、専門家や地域住民の意見を踏まえつつ、眺望景観
について十分検討すること。

4 人と自然との触れ合いの活動の場について

市民の生活環境の保全に十分努めること。

5 全体として

近隣の住民や、当海域で業を営んでいる漁業者等に対する影響予測を十分に行い、
良好な住環境を保持すること。

【お問合せ先】

担当：旭市環境課

環境政策班

連絡：0479-62-5328

e-mail：kankyoseisaku@city.asahi.lg.jp